



# 豊島区広報

昭和42年4月10日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981) 1111

## 統一地方選挙迫る 投票日は…4月15日



へたとえば板橋区の名簿に登録されている方が、先月当区に転入された場合は、当区の出張所で住民票抄本の交付を受け、それをお持ちになれば、板橋区で投票できます。

### 都議会議員補欠選挙

補欠選挙の行なわれるのは、豊島区と台東・杉並世田ヶ谷および北の五つの区のみです。

### 投票用紙の色わけ

投票用紙の色は、つぎのとおりですから誤りのないように、それぞれの選挙の候補者一名の氏名のみを正確に書いて投票してください。

- ★ 都 知 事 選 挙……たまご色
- ★ 都議会議員補欠選挙……銀ねず色
- ★ 区議会議員選挙……うぐいす色

### 投票の順序

投票の順序は、つぎのとおりですから、他の選挙の候補者名を書かないよう充分ご注意願います。

- ☆ 一番目に……都 知 事 選 挙
- ☆ 二番目に……都議会議員補欠選挙
- ☆ 三番目に……区議会議員選挙

### 選 挙 公 報

都知事と都議会議員補欠選挙公報は、4月11日頃までに各世帯にお配りする予定です。万一に配達されない場合は、選挙管理委員会までご連絡ください。

(1) 区議会議員選挙の選挙権のある方

1 区議会議員選挙  
選挙人名簿に登録されていて、投票日まで引き続き3カ月以上、区内に住所のある方です。従って名簿に登録されていても区外に転出した方は、選挙権がありません。

2 都知事、都議会議員補欠選挙  
(1) 区議会議員選挙の選挙権のある方

私たちにもっとも身近かな区政や都政を今後4年間まかせるために、当区では、都知事と区議会議員選挙(定員四十八名)のほか、都議会議員一名を選ぶ補欠選挙も同時に行なわれます。候補者も運動員もまた一般有権者も、みんなで選挙法を守り、文字どおり“明るく正しい選挙”で『明るい東京住みよい豊島』を築くため自分の正しい判断により渡れなく投票いたしましょう。

“棄権は危険ともいわれます”

自分ひとりぐらいは——という考え方は捨てて、地方政治に参与する唯一の機会に、投票により積極的に政治に参加いたしましょう。

(2) 都内の区市町村の選挙人名簿に登録されている方で、その後一度だけ都内の他の区市町村の区域内に住所を移した方は、新しい住所で名簿に登録されていないとも選挙権があります。

この場合は、新しい住所の区市町村から住民票抄本(選挙のために使用する旨申し出れば無料です)の交付を受け、この抄本を持って前居住地の投票所で投票することができます。

